

■ 2022 年度診療報酬改定に向けたスケジュールが明らかに

4 月 14 日に開かれた中央社会保険医療協議会（中医協）総会において、2022 年度診療報酬改定にむけ、今後の議論の進め方が明らかになりました。

資料（右図）によると、論点整理の議論は 7 月から開始され、個別改定項目について 9 月以降に審議が行われる予定です。

診療報酬とは、保険診察が行われたときに、医療保険から医療機関へ支払われる治療費をいいます。保険で受けられる医療の範囲や価格が細かく決められ、2 年ごとに改定されます。透析の回数や時間、検査項目やその回数、また湿布薬の枚数など保険治療の範囲がこの診療報酬で決められます。

次期改定では、どのような見直しが行われるのか。諮問・答申は、例年とおおり来年 2 月頃の予定です

次期診療報酬改定に向けた主な検討スケジュール（案）

	2021年						2022年					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
中医協総会						次期改定の論点等 意見の整理	次期改定に関する議論				諮問・答申・附帯意見	
診療報酬改定 結果検証委員会			2021年度調査実施				2021年度調査報告					
保険医療材料 専門部会			議論、業界意見聴取			議論、業界意見聴取		とりまとめ		総会報告		
薬価専門部会			議論、業界意見聴取			議論、業界意見聴取		とりまとめ		総会報告		
費用対効果 評価専門部会			議論、業界意見聴取			議論、業界意見聴取		とりまとめ		総会報告		
医療技術評価 分科会			技術実態調査			技術費評価		先進医療会議とりまとめ、報告		とりまとめ	総会報告	
入院診療の 調査・評価分 科会			2020年度調査実施、議論					とりまとめ		総会報告		
各種調査 ・材料費精査 ・薬価調査 ・医療経済実態調査			2021年度調査実施							総会報告		

（資料 <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000768680.pdf>）

■ 「改正」障害者差別解消法が成立

－ 合理的配慮が民間事業者にも義務化へ －

改正障害者差別解消法が 5 月 28 日、参議院本会議で全会一致で可決、成立しました。障害がある人の移動や意思疎通を無理のない範囲で支援する「合理的配慮」を企業や店舗などの民間事業者に義務付けます。配慮の義務付けはこれまで国や自治体のみで、民間事業者には努力を求めるだけでした。

透析が必要な腎機能障害者にとっては、通院に配慮した勤務時間の調整や体調にあった業務量など、働きやすい環境の整った事業所がさらに広がることが期待されます。

施行日は、準備に時間が必要として公布から 3 年を超えない日とされています。

■ 後期高齢者医療 2 割負担導入へ

75 歳以上（透析患者など一部の障害者は 65 歳以上）の後期高齢者の窓口負担引き上げなどを盛り込んだ「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が 6 月 4 日、成立しました。

これにより、後期高齢者の医療費自己負担は、すでに 3 割負担となっている「現役なみ所得」以外の被保険者のうち、一定所得以上*の人の窓口負担割合を 1 割から 2 割と引き上げられます。2 割負担は、令和 4 年（2022 年）度後半に導入され、政令でその施行日および 2 割へ引き上げられる一定所得以上の対象者の所得基準が定められることとなります。

* 税所得が 28 万円以上かつ年収 200 万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が 320 万円以上）。

全腎協が懸念していること

▼自治体の障害者医療費助成が利用できない高齢透析患者への影響

65 歳を過ぎてから透析を始めた患者の中には、年齢制限のために自治体の障害者医療費助成が利用できないため、透析以外に整形や皮膚科、眼科など複数の病院の窓口で、1 割負担をしている方は少なくありません。その方たちが 1 割から 2 割へ負担が引き上げられると、負担が増し、受診を控えたり中断して重症化することなどが懸念されます。

▼自治体の障害者医療費助成を利用している障害者への影響

自治体の障害者医療費助成は、そもそも保険証を使って病院に受診した時の自己負担について助成します。後期高齢者医療の窓口負担が 1 割から 2 割へ増えた分を、この制度がこれまで通り助成を継続してくれるとよいですが、自治体の制度は、国の制度「改革」と連動して助成範囲が縮小・廃止する傾向にあることがこれまでの制度変遷から明らかになっています。導入予定となる 2022 年度以降における各自治体の動きが懸念されます。